特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工程関係	☐別途工事との工程調整が必要あり （別途工事名： ）	☐調整項目（ ☐資材等の流用 ☐仮設及び工事用道路等の調整 ☐建設機械等の調整 ☐施工順序の調整 ☐その他（ ） ☐別途協議 ）
	☐施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	☐制限する工種名（ ） 施工時期及び施工時間（ ） 施工方法（ ）
	☐他機関との協議が未完了	☐協議が必要な機関名（ ） 協議完了見込み時期（ ）
	☐占用物件との工程調整の必要あり	☐占用物件名（ ☐電気 ☐電話 ☐水道 ☐ガス ☐その他（ ））
	☑その他（施工時期の周知）	☑その他（追加特記仕様書記載のとおり）
用地関係	☐用地補償物件の未処理箇所あり	☐未処理箇所（ ☐別添図 ☐No. ～No. ☐別途協議 ） ☐完了見込み時期（ ☐平成 年 月頃 ☐別途協議 ）
	☐仮設ヤードの有無	☐仮設ヤード（ ☐官有地 ☐民有地 ☐その他（ ） ☐別途協議 ） ☐仮設ヤード使用期間（ ） ☐仮設ヤードからの運搬距離（Ｌ＝ km） ☐使用条件・復旧方法（ ）
	☐その他（ ）	☐その他（ ）
公害対策関係	☑施工方法の制限あり	☑制限項目 （ ☐騒音 ☐振動 ☐水質 ☐粉じん ☑排出ガス ☐その他（ ）） ☐施工方法等（ ☐指定工法名（ ） ☐その他（ ） ☐別途協議 ） ☐施工時期 （ ）
	☐事業損失防止に関する調査あり	☐調査項目 （ ☐騒音測定 ☐振動測定 ☐水質調査 ☐近接家屋の事前・事後調査 ☐地盤沈下測定 ☐地下水位等の測定 ☐その他（ ） ☐別途協議 ） ☐調査方法 （ ☐別途資料 ☐その他（ ） ☐別途協議 ）
	☐その他（ ）	☐その他（ ）
安全対策関係	☑交通安全施設等の指定あり	☐交通安全施設等の配置 （ ☐別途図面 ☐その他（ ） ☐別途協議 ） ☑交通管理要員の配置 （ ☐別途図面 ☑その他（追加特記仕様書記載のとおり） ☐別途協議 ） ☐指定路線 ☐指定路線以外 ☑配置人員数（１人） （うち交通誘導警備員Ａ（１人）） （注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、指定路線以外で交通誘導警備員Ａが配置できない場合は 変更の対象とする。） ☐交通管理要員の配置時間（ ） ☐交通管理要員の配置期間（ ） ☐交通管理要員配置の対象工種（ ）
	☐近接施設等に対する制限	☐工法制限あり ・近接公共施設 （ ☐鉄道 ☐電気 ☐電話 ☐水道 ☐ガス ☐その他（ ）） ・近接施設 （☐擁壁（ ）☐ブロック塀 ☐家屋 ☐その他（ ）） ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 ・制限を受ける工種 （ ） ・制限内容 （ ）
	☐土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	☐安全防護施設等の配置 （ ☐別途図面 ☐その他（ ） ☐別途協議 ） ☐保安要員の配置 （ ☐別途図面 ☐その他（ ） ☐別途協議 ）
	☑現場での安全確保（自主施工の原則）	☑受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 ☑設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。
	☑その他（施設内の配線 ）	☑その他（施設内における舗装版破砕については、試掘を行い、配線状況を確認した上で施工すること。 なお、確認された配線状況によって施工方法を監督職員と協議すること。 ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市港管理組合
平成30年7月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工事用道路関係	☐ 一般道路（搬入路）の使用制限あり ☐ 仮設道路の設置条件あり	☐ 経路及び使用期間の制限内容　（ ☐ 別途図面　☐ その他（　　　）　☐ 別途協議 ） ☐ 使用中及び使用後の措置　（ ☐ 別途図面　☐ その他（　　　）　☐ 別途協議 ） ☐ 用地及び構造　（ ☐ 別途図面　☐ その他（　　　）　☐ 別途協議 ） ☐ 安全施設　（ ☐ 別途図面　☐ その他（　　　）　☐ 別途協議 ）
	☐ その他（　　　　）	☐ その他（　　　　）
仮設備関係	☐ 仮設備の設置条件あり	☐ 使用期間及び借地条件　（ ☐ 別添図等　☐ その他（　　　）　☐ 別途協議 ） ☐ 転用あり（　　　回） ☐ 兼用あり（　　　　） ☐ その他（　　　　）
	☐ 仮設物の構造及び施工方法の指定	☐ 構造及び設計条件　（ ☐ 別添図等　☐ その他（　　　）　☐ 別途協議 ） ☐ 施工方法（　　　）
	☐ その他（　　　　）	☐ その他（　　　　）
残土・産業廃棄物関係	☑ 残土処分（自由処分） ☐ 残土処分（指定処分・他工事流用）	☑ 残土処分地（ ☐ 別途資料　☐ その他（　　　）　☐ 別途協議 ）　運搬距離（Ｌ＝　　km） ☐ 処分地の処理条件あり　（ ☐ 押土整地　☐ その他（　　　　））
	☑ 産業廃棄物の処理条件あり	☑ 産業廃棄物の種類　（ ☑ コン塊　☑ アス塊　☐ 木材　☐ 汚泥　☐ その他（　　　）) ☑ 産業廃棄物の処分地　（ ☑ 再生処分場（　　　）　☐ 最終処分場（　　　）　☐ 別添図書 ☐ その他（　　　　）　☐ 別途協議 ） 【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（　　　）に記入のこと。】 ☐ 処分場の受入条件　（　　　　） ☑ 舗装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。 「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。
	☐ その他（　　　　）	☐ その他（　　　　）
工事支障物件関係	☐ 工事支障物件あり	☐ 支障物件名　（ ☐ 鉄道　☐ 電気　☐ 電話　☐ 水道　☐ ガス　☐ 有線　☐ その他（　　　　） ） ☐ 移設時期　（ ☐ 平成　　年　　月　頃　☐ 別途協議） ☐ 防護　（　　　　）
	☐ その他	☐ その他（　　　　）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市港管理組合
平成30年7月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
薬液注入関係	☐ 薬液注入工法等の指定あり	☐ 設計条件（　　　）　工法区分（　　　）　材料種類（　　　）　施工範囲（　　　） ☐ 削孔数量（　　　）　注入量（　　　）　その他（　　　）
	☐ 提出書類あり ☐ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認	☐ 工法関係（　　　）　材料関係（　　　）
	☐ その他（　　　）	☐ その他（　　　）
再生材使用関係	☑ 再生材使用の指定あり	☑ 再生材の種類（ ☐ 再生Asコン ☐ 再生路盤材 ☑ 再生クラッシャーラン ☐ 道路用盛土材 ☐ 再生コン砂 ） ☐ 再生材が使用出来ない場合の措置（ ☐ 新材に変更 ☐ その他（　　　） ☐ 別途協議 ）
	☐ 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験）	☐ 再生コンクリート砂（１購入先当たり１検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。）
	☐ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について	☐ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。 （認定製品の品名：　　　） 【注：認定製品の品名欄については、設計単価表の品名を記入すること】 ☐ 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名：　間伐材製工事用バリケード・看板・標示板　）
	☐ その他（　　　）	☐ その他（　　　）
その他	☐ 工事用機材の保管及び仮置きの必要あり	☐ 保管場所（　　　）　期間（　　　）　その他（　　　）
	☐ 現場発生品あり	☐ 品名（　　　）　数量（　　　）　保管場所（　　　）　その他（　　　））
	☐ 支給品あり	☐ 品名（　　　）　数量（　　　）　引渡場所（　　　） 時期（平成　年　月　日）　その他（　　　）
	☐ 盛土材等工事間流用あり	☐ 運搬方法（ ☐ 受注者で運搬 ☐ 受注者以外で運搬 ☐ 別途協議 ☐ その他（　　　）) ☐ 引渡場所（ ☐ 別添図等 ☐ 別途協議 ☐ その他（　　　）） 数量（　　　）　運搬距離（Ｌ＝　km）
	☐ 現場環境改善費（イメージアップ経費）適用工事	☐ 現場環境改善（イメージアップ）の内容（率分）（　　　） ☐ 現場環境改善（イメージアップ）の内容（積上）（　　　）
	☐ その他（　　　）	☐ その他（　　　）
適用条件	☑ 適用条件	☑ 三重県公共工事共通仕様書（平成28年7月版）を適用（部分改正を行った内容も含む（最新改正：平成30年11月1日）） 三重県を四日市港管理組合と読み替え準用する。 ☐「土木構造物設計マニュアル（案）　　　編」を適用 ☐ 契約後のVE提案に関する特記仕様書　平成　年　月　日を適用（四日市港管理組合HP「入札情報-入札公告」を参照） ☑ 設計変更を行う際には、三重県設計変更ガイドライン（平成29年7月）を参考とする。（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☑ 設計変更（工事一時中止）を行う際には、三重県工事一時中止に係るガイドライン（三重県県土整備部 平成29年7月）を参考とする。（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ その他（　　　）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市港管理組合
平成30年7月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明　示　項　目	明　　示　　事　　項	条　　件　　及　　び　　内　　容
監督の区分 （共通仕様書 第1編第1章 1-1-22条第6 項に規定する 表1-2、表1-3）	☑ 一般監督 （ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、全ての工種を重点監督とする。） ☐ 重点監督	重点監督の場合　【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 ☐ 全ての工種に適用する。 ☐ 対象工種（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） ※これ以外は、一般監督とする。
入札・契約方式	☐ 入札時ＶＥ方式 ☐ 契約後ＶＥ方式 ☐ 設計・施行一括発注方式 ☐ プロポーザル方式 ☐ 総合評価方式	☐ 契約前のＶＥ提案に基づき施工しなければならない。 ☐ 契約後にＶＥ提案を受け付ける。 ☐ 細部設計の承認を受けなければならない。 ☐ 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の１割を減点します。
電　子　納　品	☐ 工事完成図書（工事写真含む） ☐ 電子納品対象外	☐ 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 電子媒体の提出部数は、（ ☑ ２部　☐（　　　）部）とする。 ☐ 四日市港管理組合ＣＡＬＳ電子納品運用マニュアル（平成28年12月改訂）を適用 なお、工事番号の記入は省略する。
産業廃棄物税	☐ 産業廃棄物税	☐ 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
工事カルテ 作成・登録	☑ 工事カルテ作成・登録	☑ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。
建設副産物情報 交換システム	☑ 建設副産物情報交換システム	☑ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム（副産物システム、発生土システム）にデータを入力すること。
下請関係 下請企業 次数制限 県内企業 使用 管内企業 優先使用	☑ 下請企業の次数制限 ☑ 県内企業の使用、管内又は隣接管内企業の優先使用	☑ 本工事における下請の次数は、２次（建築一式工事は３次）までとする。 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。 ☑ 本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（２次以下の請負人を含む）を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。また、管内（四日市市、菰野町、朝日町、川越町）又は隣接管内（桑名市、いなべ市、鈴鹿市、亀山市、木曽岬町、東員町）に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者を優先して選定するよう努めること。なお、県外企業を下請けに選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。
県内産製品 優　先　使　用	☐ 建設資材の県内産製品優先使用	☐ 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用するよう努めること。 ☐ 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市港管理組合
平成30年7月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明　示　項　目		明　　示　　事　　項		条　　件　　及　　び　　内　　容
不当介入を受けた場合の措置	☑	不当介入を受けた場合の措置	☑	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
工事実態調査	☐	工事実態調査	☐	四日市港管理組合低入札価格調査実施要領第３条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事実態調査の指示があった場合又は、同実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事実態調査に協力すること。
社会保険等未加入対策	☑	社会保険等未加入対策 （健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）	☑	適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市港管理組合
平成30年7月

追 加 特 記 仕 様 書

1.工事目的

本工事は、霞ヶ浦地区くん蒸庫出入り口の整備を目的とするものである。

2.施工場所

四日市市　霞二丁目　地内

3.工事仕様

3-1 総則

本特記仕様書に定めのない事項については、事業主体を四日市港管理組合に読み替え以下を準用する。

三重県公共工事共通仕様書（平成28年7月【平成30年11月一部改正】）

3-2 全般

- 施設利用者や関係者への周知・協議を行い、事故や苦情の無いよう注意すること。
- 関係機関への手続きは速やかに行うこと。
- 施工にあたっては既設構造物や第三者に対して損傷を与えないよう十分留意すること。万一損傷を与えた場合は、受注者にて原形復旧すること。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの法令を遵守すること。
- 設計図書等の変更を行う必要が生じた場合は、起因時に書面（工事打合簿）にて協議すること。
- その他不明瞭な事項や疑義が生じた場合は、その都度監督員と協議すること。
- 工事現場への資材等の搬入において、路面及び周辺施設等に影響を与える恐れがある場合は、その対応について、事前に監督員と協議を行うこと。これを怠った場合は、受注者の責任において対応すること。
- 受注者は三重県共通仕様書1-1-1-32に基づき、地下埋設物・架空線等がないかを十分確認すること。また、施工においては細心の注意をはらうこと。また、これらに損傷を与えた場合は、直ちに関係機関に通報および監督員に連絡し、応急処置をとり補修すること。なお、補修費用については、受注者の負担とする。
- 資材等の入手に期間を要し、工期内完成が見込めない恐れがある場合、速やかに監督員に書面で報告（経緯・入手予定時期等）すること。なお、報告なき場合の工期延長は認めないものとする。
- 交通誘導警備員の配置等については次のとおりとする。配置時間及び期間は現場作業期間中とする。配置場所は、一般交通車または施設利用者への影響が生じる部分へ配置すること。配置人数は１人とする。

4.工種仕様

4-1 土工

・ コンクリート切断について、既設側溝から 0.3m 以上の離隔を確保して施工すること。

・ 既設フェンスを 12m 撤去した際、撤去したフェンスの一部(L=6m)は、防護柵設置工Ⅱにおいて再利用すること。

4-1 引戸工

・ 使用する引戸は、H1800、W12000、片開き式とする。

・ 設置位置等については、設計図書を参照すること。

4-2 防護柵設置工

・ 防護柵設置工Ⅰについては、新設フェンス(H1800、金網φ2.6×40mm)とすること。

・ 防護柵設置工Ⅱについては、撤去した既設フェンスを再利用すること。

・ 設置位置等については、設計図書を参照すること。

4-3 舗装工

・ 設計図書に従い施工すること。

5.出来高管理基準及び規格値

・出来形管理基準については、三重県公共工事共通仕様書（平成 28 年 7 月【平成 30 年 11 月一部改正】）に拠るものとする。

交通誘導警備員算出シート

工種	種別	細別	規格1	規格2	数量	単位	日当たり施工量	施工日数	交通誘導警備員 配置人員 A	配置人員 B	交替要員 A	交替要員 B	計上人員 A	計上人員 B	備考
道路改良	土工	コンクリート切断	厚50cm		50	m			1	0	1	0			
		舗装版切断工 アスファルト舗装版	15cm以下		0.08	m			1	0	1	0			
		土工(施工パッケージ)人力積込	アスファルト塊		0.004	m3			1	0	1	0			
		舗装版破砕工 コンクリート舗装版	舗装版破砕(障害無し) 騒音振動対策不要 舗装版厚15cmを超え35cm以下 舗装版破砕		26	m2			1	0	1	0			
		舗装版破砕工 コンクリート舗装版	舗装版破砕(障害無し) 騒音振動対策不要 舗装版厚10cmを超え15cm以下 直接掘削・積込		26	m2			1	0	1	0			
		構造物とりこわし工	無筋構造物 人力施工		0.1	m3			1	0	1	0			
		土工(施工パッケージ)掘削	土砂 現場制約あり		2	m3			1	0	1	0			
		土工(施工パッケージ)人力積込	土砂		2	m3			1	0	1	0			
	引戸工	引戸設置工	H1.8m、W12m		12	m			1	0	1	0			
		基礎・裏込砕石工、基礎・裏込栗石工	基礎砕石		26.4	m2			1	0	1	0			
		コンクリート工	コンクリート 無筋・鉄筋 人力打設 10m3未満		1.2	m3			1	0	1	0			
		鉄筋工	一般構造物		0.12	t			1	0	1	0			
		コンクリート工	コンクリート 小型構造物 人力打設		7.20	m3			1	0	1	0			
		目地・止水板設置工	目地板		0.72	m2			1	0	1	0			
	柵工	基礎ブロック及び支柱撤去工	再利用		6	m			1	0	1	0			
		フェンス撤去工	再利用		6	m			1	0	1	0			
		基礎ブロック撤去工	0		6	m			1	0	1	0			
		構造物とりこわし工	無筋構造物 人力施工		0.06	m3			1	0	1	0			
		基礎ブロック設置工	0		6	m			1	0	1	0			
		フェンス設置工	0		6	m			1	0	1	0			
		防護柵設置工	0		2	m			1	0	1	0			
	舗装工	基礎・裏込砕石工、基礎・裏込栗石工	基礎砕石		4	m2			1	0	1	0			
		コンクリート工	コンクリート 無筋・鉄筋 人力打設 10m3未満		0.8	m3			1	0	1	0			
		目地・止水板設置工	目地板		0.08	m2			1	0	1	0			
							計								